

この度、緊急事態宣言が発令され、本院が所在する神奈川県も対象地域とされました。

本院においては、緊急事態下にあっても診療体制を維持しつつ、診療を継続していくこととしておりますが、新型コロナウイルス感染症への対応や人員体制の都合などにより、診療体制を変更する場合がありますのでご理解ください。

また、本院では、感染症対策として、

- ① 日頃からの手指衛生の徹底
- ② マスクをはじめとした个人防护具の適切な着脱
- ③ 全職員を対象とした健康状況の確認
- ④ 電話診療の実施
- ⑤ テレビ電話による入院患者さんご家族との面談

などの対応をとっています。

万が一、職員の感染が判明した場合には、濃厚接触者の就業停止や関係機関の指導の下消毒などの適切な措置を行うこととしており、安心・安全な医療の提供に努めることとしています。

なお、かながわ難病相談・支援センター業務についても、制限のあるなかで可能な限り継続してまいります。

新型コロナウイルス感染症の対応は、前例のないことでありますが、国や県、市町村、関係機関とも連携を図りながら地域に必要な医療の提供継続に取り組んでまいります。

<参考>

国立病院機構は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条に基づく指定公共機関として、緊急事態にあつては、自ら定めた業務計画に基づき、医療を確保するための必要な措置を講じることとされています。

令和2年4月8日

独立行政法人国立病院機構箱根病院

問い合わせ先

TEL : 0465-22-3196

E-mail : 221-hakonehosp@mail.hosp.go.jp